

令和6年度春日部市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援助成金交付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格や物価高騰の影響を受けている障害福祉サービス等事業所の光熱費等の負担を軽減し、安定的かつ継続的なサービスの提供を支援するため、予算の範囲内において助成金を交付する障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援助成金交付事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、特別の定めがある場合を除くほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）において使用する用語の例による。

(交付対象者及び助成金の額等)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、障害福祉サービス等の指定を受けた事業所又は春日部市（以下「市」という。）に登録された事業所（以下「サービス等事業所」という。）を市内に有し、次の各号のいずれにも該当するサービス等事業所を令和7年2月1日現在において運営している法人とする。ただし、市が指定管理により管理運営するサービス等事業所は除くものとする。

- (1) 申請日時点において、サービス等事業所を運営していること。
- (2) 申請日時点において、サービス等事業所を休止していないこと。
- (3) 令和7年4月30日までサービス等事業所の休止又は廃止を行う予定がないこと。
- (4) 令和6年4月以降にサービス提供の実績があること。
- (5) 法人等の代表者、役員その他のサービス等事業所に実質的に関与している者が春日部市暴力団排除条例（平成24年条例第31号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 訪問系サービス事業所においては春日部市介護サービス事業所等物価高騰対策助成金の対象事業所でないこと。

2 助成金の額は、別表のサービス種別の欄に掲げるサービスに応じ、助成金額の欄で定める額とし、複数のサービスを実施している場合は、これらを合計した額とする。

3 助成金の交付は、1法人につき1回限りとする。

(交付申請)

第4条 助成金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和6年度春日部市障

害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援助成金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて、令和7年4月30日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 対象事業所等内訳書（別紙1）
- (2) 誓約書・同意書（別紙2）
- (3) 助成金の振込口座が分かる通帳の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 助成金の交付申請は、原則としてサービス等事業所を運営する法人が対象事業所について一括で行うものとする。

（交付決定等）

第5条 市長は、前条の申請書兼請求書の提出があったときは、速やかに申請の内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付又は不交付を決定したときは、令和6年度春日部市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により助成金の交付を決定したときは、当該申請者が指定する金融機関の口座に助成金を振り込むものとする。

（交付決定の取消し）

第6条 市長は、前条の規定による助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定又は助成金の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、令和6年度春日部市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援助成金交付決定取消通知書（様式第3号）により、交付決定者に通知するものとする。

（不当利得の返還）

第7条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、交付決定者に対し、令和6年度春日部市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援助成金返還命令書（様式第4号）により期限を定めて返還を命ずるものとする。

(書類の整備等)

第8条 交付決定者は、助成事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入、支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、助成事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、市長決裁のあった日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年4月30日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第5条に規定する交付の決定を受けたものについては、第6条及び第7条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表（第3条関係）

区 分	サービス種別	助成金額
訪問・相談系サービス事業所	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 就労定着支援（同一建物内で就労移行支援を実施している場合は除く。） 居宅訪問型児童発達支援（同一建物内で児童発達支援又は放課後等デイサービスを実施している場合は除く。） 保育所等訪問支援（同一建物内で児童発達支援又は放課後等デイサービスを実施している場合は除く。） 計画相談支援 障害児相談支援 地域移行支援 地域定着支援	1事業所当たり1万5千円 ※ 1事業所で複数のサービスを実施している場合は、いずれか1サービスのみを対象とする。
通所系サービス事業所	生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型	（食事提供加算がない場合） 1事業所当たり3万円 （食事提供加算がある場合） 1事業所当たり6万円 ※ 多機能型事業所の場合は、いずれか1サービスのみを対象とする。
	地域活動支援センター	1事業所当たり3万円
	児童発達支援センター	（食事提供加算がない場合） 1事業所当たり1万5千円 （食事提供加算がある場合） 1事業所当たり4万5千円 ※ 多機能型事業所の場合は、いずれか1サービスのみを対象とする。

	児童発達支援 放課後等デイサービス	1 事業所当たり 1 万 5 千円 ※ 多機能型事業所の場合は、いずれか1サービスのみを対象とする。
居住・宿泊系サービス事業所	共同生活援助	1 住居当たり 3 万円
	短期入所（空床型を除く）	1 事業所当たり 3 万円

注意

- (1) 同じ建物で障害児通所系サービスと障害者通所系サービスを行っている多機能型事業所においては、それぞれを対象とする。
- (2) 共同生活援助（日中サービス支援型）の事業所に併設された短期入所は対象外とする。
- (3) 共同生活援助のサテライト型住居については、本体住居のみを対象とする。